

義務教育学校に関するご質問・ご意見と、教育委員会の回答・考え方

番号	受信日	ご質問・ご意見（原文のまま記載）	教育委員会の回答・考え方
1	R4. 3. 11	<p>文部科学省は、学校統廃合に関して留意すべき点として、「適否の検討」にあたり「就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切」と述べています。説明会前に「決定か」と質問すると「方針は決定しています」との返答でした。また、教育委員会は「議会の承認を得た」と発言されましたが、市議員のみなさんは一様に「承認したというより、『こういう風にします』という報告があった」と述べています。具体的な設置計画は、当然、保護者住民への説明と意見集約後に行うべきだと考えますが、教育委員会の「適否の検討」について、「保護者・住民の十分な理解や協力を得た」とお考えでしょうか。</p>	<p>これまで開催した説明会において、「義務教育学校の設置は決定事項か？」というご質問をいただいた際、「第五中学校区で取り組んできた小中一貫教育を推進するため、市として研究を重ね一定の方向性を出して、本日皆さんにご説明しています。この小中一貫教育の在り方が第五中学校区の子どもたちに決定的にそぐわないような理由があるなら方向性を見直しますが、子どもたちの義務教育9年間の学習環境を考えて判断した方向性ですので、そのようなことにはならないと思っています。」と回答しました。</p> <p>また、「この方向性はどこが決定したのか？」というご質問に対しては、「教育委員会が方向性を出し、市長部局と連携して進めています。方向性については、議会に対して説明を行いました。」と回答しました。</p> <p>さらに、昨年11月に二色小学校・第五中学校に在籍または就学予定の子どもがいる保護者の方を対象に実施したアンケートでは、約75%の世帯から回答をいただき、義務教育学校の設置について、おおむね賛成またはわからない点や不安な点が解消すればおおむね賛成と答えた方の割合が約77%でした。</p> <p>これまで、説明会の開催や「教育ほっとらいん」の発行により、保護者及び住民のみなさまに義務教育学校の設置の方向性についてご理解いただけるよう取り組んでまいりましたが、今後もみなさまのご意見を反映させながら設置の準備を進めてまいります。</p>
2	R4. 3. 11	<p>「第五中学校が学年一クラスになると、存続できない」「教職員の数が少なくなって、中学校の教科指導に支障をきたす」と説明されました。クラス数で決定する教員定数が教科数を下回ることを意味するのですが、下回った教科については必ず時間講師が配置されます。「存続できない」理由を具体的に、分かりやすくお示しください。また、「義務教育学校を設置しなければ、校区再編せざるを得ない。（第一中学校に統合）」と発言されました。この発言の真意をお聞かせください。</p>	<p>令和6年度の第五中学校の全クラス数3クラスに対して、教員定数は管理職を除いて7人となり、全10教科の不足分を補うため、複数教科を担当する教員が生じ、専科の専門性の維持が難しくなります。「下回った教科については必ず時間講師が配置されます」とありますが、府へ確認したところ、必ず配置されるものではないとのことでした。</p> <p>また、現在、市として校区再編は考えておりませんが、今後上記のような状況となり、子どもたちの学びと育ちを総合的に考え、校区再編が望ましいと判断する可能性もあると考えています。</p>
3	R4. 3. 11	<p>義務教育学校においても、前期、後期の学級数に応じて、小学校、中学校と同様の教員（時間講師も含めて）が配置されます。説明会で「小学校・中学校の教諭に、相互に指導してもらおう。小学校には中学校免許取得者を配置する」との発言がありました。文部科学省・大阪府教育委員会は、9年生義務教育学校においても、前期（小学校）、後期（中学校）の相互指導や小学校教諭のクラブ指導は原則想定しておらず、ほとんどの小中一貫校・義務教育学校で別々で教科指導し、小学校教諭のクラブ指導も実施されていません。ましてや、「説明会」での言明にもかかわらず、第五中学校、二色小学校では校内論議がなされておらず、説明会に両校責任者（学校長）は出席さえしていません。学校教育法では「教育課程の編成は各学校で行うもの」としているのに、両校の責任者、教職員が蚊帳の外であることは問題だと考えます。この点について、教育委員会のお考えをお聞かせください。</p>	<p>二色小学校、第五中学校の教員に対しましては、令和3年8月に開かれた合同研修の中で、第1回地域説明会でご説明した内容の概要について説明しております。その後、地域説明会は数回実施しましたが、新たに決定したことなどはなく、第1回で説明した内容に関し、質問にお答えしたり、意見を交換したりして現在に至っております。今後、義務教育学校設置の準備段階に入りましたら、進捗に応じて説明や意見交換の場を設定してまいります。</p> <p>なお、二色小学校、第五中学校の両校長は、地域説明会に3回とも出席しており、説明内容及び参加者からのご質問やご意見について把握しております。</p>
4	R4. 3. 11	<p>地域住民には跡地利用は大きな問題です。跡地の利用計画は「第五中学校を廃校してから」と説明されています。しかし、当然前もって検討し、説明すべき問題です。また、二色小学校、第五中学校は、地域住民・貝塚市民に施設開放が積極的になされ、様々に利用されています。スポーツ・サークル活動で利用している皆さんに対し、義務教育学校設置後の利用についての説明はなく、今後の活動継続に不安の声があがっています。第五中学校の跡地利用計画、学校開放計画をお示しください。</p>	<p>第五中学校の跡地利用については現時点で全く未定であり、今後、地域の方を含めた協議会を設置するなど、地域のみなさまのご意見を聞きながら、社会情勢や地域の実情を鑑み慎重に審議してまいります。また、利用が決定するまでの間は、避難所や地域活動の場としての機能は維持してまいります。</p> <p>昨年9月から実施している地域説明会の時点では、義務教育学校設置の方向性をお示ししている状況であり、そこから一歩進んだ跡地の活用についてご説明する段階ではなかったと認識しております。</p>

義務教育学校に関するご質問・ご意見と、教育委員会の回答・考え方

番号	受信日	ご質問・ご意見（原文のまま記載）	教育委員会の回答・考え方
5	R4.3.11	二色小学校、第五中学校の児童・生徒数減少の大きな原因の一つは、国家公務員合同宿舎とK I A住宅の入居者が極端な減少です。500軒を超える現在の国家公務員宿舎、K I A住宅の建物に、新たに入居があれば、児童・生徒の増加は明らかです。将来的に予定されているだろう宿舎の新たな入居見直しをお示してください。	貝塚合同宿舎を民間の賃貸住宅に転用する件につきましては、管理者である財務省近畿財務局に確認したところ、国家公務員宿舎法及び財務省通達により、原則、民間の方に貸与できないとのことでしたが、今後、引き続き協議してまいります。
6	R4.3.11	義務教育学校設置の目的に「中一ギャップの改善」が示されています。小学校と中学校に違いがあり、ギャップがあるのは当然です。小中一貫校では「ギャップがないことによる弊害」を指摘する報告もあります。「中一ギャップの改善」が必要な具体的な理由をお示してください。	本市においても、中学1年生の行き渋りや不登校等の原因の一つとして、小学校から中学校へ進む際に生じる変化に戸惑い、対応できなかったという事例が報告されています。中学1年生の行き渋りや不登校をきっかけに、勉強についていけなくなり、ますます登校しづらくなるようなケースもあることから、小学校から中学校へのできるだけスムーズな進級が望ましいと考えます。
7	R4.3.11	5,6年生から定期テストの実施が考えられているようですが、小学校の教育評価は単元ごとにきめ細かく実施することが求められます。単元のテストは無くして定期テストで評価すると考えているのか、単元ごとのテストに加えて定期テストを実施するとお考えなのかお聞かせください。	高学年の定期テストについては、これまで視察した義務教育学校において意見を聞くなど情報収集をしてきました。これらの情報を生かして、義務教育学校開校後、子どもたちの学びの向上に資すると学校が判断した場合には、実施されると考えております。
8	R4.3.11	小中一貫校、義務教育学校の教職員の多忙化は一様に報告されています。説明会では「義務教育学校になると、教員の負担は軽減する」と述べられました。学校の教職員が増えると校務文書の担当に余裕ができるという考えでしょう。しかし、その論からすると大規模校は小規模校に比べて教員の負担は少ないこととなります。本当に義務教育学校設置が教職員の負担軽減となるのかお聞かせください。	校務分掌については、現在二色小学校、第五中学校それぞれに事務を行っていますが、義務教育学校となることで小中2校分の事務が1校分となり、さらに教職員は2校分を合わせた人数となることから、校務分掌事務が軽減されるとご説明した次第で、大規模校が小規模校より教員の負担が少ないというご説明ではございません。義務教育学校は新しい取り組みですので、初めは教職員も負担に感じると視察した学校でもお聞きしましたので、開校当初から軌道にのるまでは、教育委員会がサポートしていきたいと考えています。
9	R4.3.11	二色小学校のPTA役員会で、義務教育学校の説明に行かれ、「署名」についての質問に、「パークタウンの住人からの数が少ない」「署名は、実施することを事前に伝えてから実施するもの」「あまり意味がない」などの発言をされたと同いました。地域住民が様々な願いをもった署名活動を抑圧するものです。この発言の真意をお聞かせください。	二色小学校ではなく第五中学校でのPTA新旧役員の方が集まれた場での話だと思いますが、義務教育学校設置に向けたこれまでの教育委員会の取り組みについて経過報告をさせていただきました。その中で「地域からの要望等」と題し、これまで教育委員会で受領した要望や署名について報告しました。署名については、受領日、提出者、署名者数、要望内容等について報告し、署名者数は市内在住者数、うち二色在住者数、市外在住者数の内訳を報告しております。報告後、署名について質問をいただいた際、条例の制定や改廃を求める署名の場合、事前に届け出が必要であり、署名者は市内在住者に限られますが、今回提出された署名はこれに当たらないことについてご説明しました。「数が少ない」や「意味がない」といった発言はしておりません。
10	R4.3.11	2月5日パークタウンの全戸に3号チラシを配布しました。高槻、箕面、池田からの報告を記述しましたが、貝塚市教委は池田市教育委員会に問い合わせをされました（高槻、箕面は未確認）。池田市教委は2月8日に記事の内容を報告した人物の調査（犯人捜し）をしました。人権にかかわる問題も派生します。貝塚市教委はチラシに疑義があれば、当然チラシ作成責任者に問い合わせるべきです。このようなやり方は容認できません。池田市教育委員会にどのような問い合わせをしたのかお聞かせください。	義務教育学校の先進市でもある池田市には、これまでも視察に伺ったり、質問に応じていただいたりするなど、情報交換を行ってまいりました。今般、池田市に関する内容がチラシに掲載されているのを拝見し、記事に書かれていた池田市に関する5つの項目について、どのような状況にあるのか、池田市教育委員会へ問い合わせました。新聞やチラシ等の文書に掲載されている内容について、文書作成者に問い合わせなければならないという決まりはなく、義務教育学校に関する情報収集のため、他市に問い合わせをすることは問題はないと考えております。また、本質問を受け、池田市教育委員会に問い合わせたところ、報告した人物の調査を行ったという事実はありませんとのことでした。